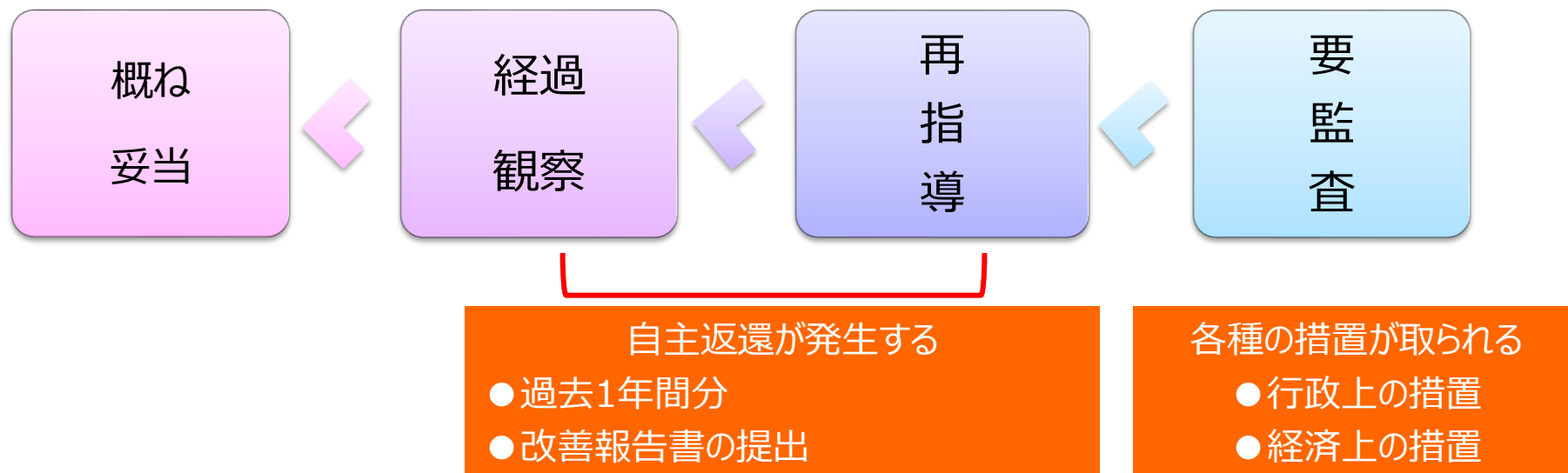


【参考】指導後の措置

指導後の措置（個別指導）



監査の目的（監査要綱）

保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、**不正又は著しい不当が疑われる場合**等において、的確に**事実関係を把握**し、**公正かつ適切な措置を採る**こと

● 行政上の措置

- ✓ 保険医療機関・保険医の**指定・登録の取消**
- ✓ 戒告
- ✓ 注意

※取消処分となった場合、原則5年間は再指定・再登録が行えない

● 経済上の措置

診療内容又は診療報酬の請求に関し不正、不当の事由が認められた場合原則として**5年間分を返還**する
※40%の加算金が増えられることもあり